

第54回秋田市都市計画審議会議事要旨

開催の日時 令和5年3月27日(月) 午後2時から午後3時20分まで

開催の場所 秋田市役所 5階 正庁

委員の定数 20人

出席委員 15人

議 事 議案第1号
新屋地区土地区画整理事業施行区域見直し評価カルテの作成
議案第2号
秋田市都市計画道路見直し基本方針(案)について

審 議 日 程 1 開 会
2 委員紹介、委員出席状況報告
3 会長あいさつ
4 公開・非公開の審議
5 議事録署名委員の選出
6 議 事
7 その他
8 閉 会

議 事 要 旨

議案第 1 号 新屋地区土地区画整理事業施行区域見直し評価カルテの作成

会 長	議案第 1 号について、幹事から説明を願う。
幹 事	(説明)
会 長	ただいまの説明に対し、質問等はあるか。
委 員	あらかじめ説明会を開催し、意見を伺ったとのことだが、説明会の周知の対象範囲や、周知の方法はどのようにしたのか。
幹 事	見直し対象区域内の住民に対して周知を行った。また、周知の方法としては、町内会への回覧、対象区域内にお住まいの方々の家庭用郵便受けへの配布、広報あきたへの掲載、秋田市公式ツイッターへの投稿、秋田市ホームページへの掲載を行った。
委 員	課題エリアに対する対応事業として具体的にどういった手法があるかについて、対象宅地の住民に対して説明をしているのか。
幹 事	説明会の際には、評価カルテの原案を配布し、道路の拡幅方法や、下水道の整備等の対応事業の手法について説明しており、個別に問われた際には、より具体的に説明している。
委 員	都市計画の廃止により、土地区画整理事業による道路や上下水道の整備は行わないことになるが、課題エリアとなった宅地の住民に対しては、代替整備手法について、十分情報を周知してもらいたいと思う。これについてどういった対応を行う予定なのか。
幹 事	評価カルテの決定後、都市計画変更の手続を行う際に、再度、住民説明会を開催し、また、都市計画変更案の縦覧により、周知を図りたいと考えている。
委 員	説明会において、道路の拡幅に対する要望があったとのことだが、課題エリアの住民からの要望ということで間違いないか。
幹 事	その通りである。
委 員	高齢者徒歩圏の 500m以内というのは、どこで定義づけられている

基準か。

幹 事 国土交通省において、都市におけるコンパクトなまちづくりの推進に向けた「都市構造の評価に関するハンドブック」を作成しており、その中で高齢者徒歩圏を 500mと定めている。今回の評価はその基準を準用したものである。

委 員 国土交通省において高齢者徒歩圏を 500mと定義付けている根拠は何か。分かるなら教えてほしい。

幹 事 そこまでは把握していない。

委 員 接道条件を満たしていない可能性がある宅地や、上下水道の整備が十分でない宅地について、その対象宅地の住民は、自身の宅地に課題があるということを認識しているのか。

幹 事 今回の説明会に参加していない方は把握していない可能性があるため、今後、都市計画変更の手続を行うにあたり、周知に努めたい。

委 員 ぜひ情報提供に努めていただきたい。
都市計画変更にあたり再度説明会を開催するのだが、課題エリアであるとした宅地の住民に対して、直接説明を行うのか。それとも、今回の説明会と同様に、参加者への説明になるのか。

幹 事 課題エリアの宅地の住民に対して直接説明を行うのではなく、説明会に参加した方に対して説明する予定である。

委 員 課題エリアであると評価された宅地の住民には、問題意識がなかったためや、時間帯の都合が合わないために説明会に参加できなかった方もいると思うが、そういう方に説明しないと、後で問題にならないか。

幹 事 土地区画整理事業の施行区域の見直しについては、これまで2地区で行っている。その中で、上下水道については、整備が十分でないということを住民の方は自覚しているが、道路の接道については、建て替えを行うタイミングでないと、問題意識を持ってもらえないことが多い。今回、対象となる宅地が多いため、説明会についてはこれまで通りに実施するが、その後で、課題エリアとなった宅地の住民からの問い合わせ等に対しては、都市計画課が窓口となり、現状を説明していきたいと考えている。

委員 現在、西部市民サービスセンターで、西部市民サービスセンターが避難所となっている周辺の町内会や住民の方たちを対象とした話し合いが継続的に行われていると聞いている。そのことと、生活に必要な都市空間が高齢者徒歩圏 500m以内に確保されているかどうかということは、関連性があるのか。

幹事 西部市民サービスセンターで行われている話し合いとは関係がなく、今回は、土地区画整理事業の見直しにあたり、対象区域内に十分な都市空間が確保されているかを評価したものである。

委員 対象区域については、道路が錯綜していることから一定の整備が必要であると思っていたが、道の成り行きは土地の趣だと思うので、新屋のような古くからある地域に関しては、現状をあまり変えるべきではないと思っている。地域住民からの要望がない限りはこのままでいいと思っているが、今後、ほかの土地区画整理事業について見直しを行うにあたって、秋田市としてどのような考えを持っているのか。

幹事 ほかの土地区画整理事業施行区域についても、今回と同様に、見直しガイドラインに基づいた評価と、地元への説明を行い、ある程度住民からの合意を得たうえで、評価カルテを策定し、必要に応じて都市計画変更の手続を行う予定である。

委員 この後説明される議案第2号の都市計画道路の見直しについても同様だと思うが、ある程度時代も変化してきているので、まちづくりとして地域の個性を残すためにも、廃止すべきものは早期に廃止していくというような考え方でよいか。

幹事 社会経済情勢や土地利用状況の変化に応じて、都市計画の必要性や実現性を検証し、存続すべきものは存続し、廃止すべきものは廃止するという考えである。

委員 今回の対象地区については、都市計画決定から70年近く経過し、全域が未施行であるうえに、地域から早期整備の要望もないことから、見直しを行うことは妥当であると思う。

議案書7ページの火災の危険について、消防活動可能区域は、道路幅員が6m以上の道路から140m以内の範囲になると思うが、一部、道路の幅員が4mから6mの道路のところでも、消防活動可能区域となっているのは、周囲にある幅員6m以上の道路からの範囲でカバーされているということによいか。

幹 事	その通りである。
会 長	ほかに質問、意見はないか。 ないようなので、これより議決に移る。 案に対する特段の意見がないので、議案第1号については、異議なしとしてよろしいか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、議案第1号については、案に対して異議がない旨を答申する。

議案第2号 秋田市都市計画道路見直し基本方針（案）について

会 長	議案第2号について、幹事から説明を願う。
幹 事	(説明)
会 長	ただいまの説明に対し、質問等はあるか。
委 員	秋田環状線の廃止候補区間は、市道大堰反線の一部が改良されるということで廃止としているとのことだが、市道大堰反線は、慢性的な渋滞が生じている区間であるため、客観的にみるとこの区間が整備されることである程度解消されると思うが、ほかの手法で解消するのか。
幹 事	市道大堰反線については、明田地下道西交差点で、南中学校側から明田地下道に向かう右折車がいることにより、直進車が進めないため、混雑しているものであるが、現在、市道大堰反線に右折レーンを設置する事業が進められている。
委 員	市道大堰反線を拡幅するため、渋滞は問題ないという考えでよいか。
幹 事	右折レーンが完成すれば混雑が緩和できると考えているため、廃止としている。
委 員	廃止候補となった牛島茨島線の現道については、牛島駅の周辺の都市計画道路が整備され、通行しやすくなったことにより、裏道として使われ、車が多くなってきていると思う。牛島茨島線は、環状道路の

ような役割を担うと思うが、この路線を廃止とした理由はなにか。

幹事 牛島駅周辺の環状道路については、牛島駅から茨島方面に向かう道路が環状道路としての役割を担っており、それが牛島茨島線の代替となることに加え、沿線に変電所や鉄塔等があり、実現性が低いことから廃止としている。

委員 存続候補となった土崎小学校の南側の秋田港四ツ屋線については、長期未着手であり、地域住民から賛否両論あるが早期整備の要望が多いところである。存続となった理由と、今後の整備予定について教えてほしい。

幹事 沿線の建物への影響は大きいですが、土崎地区の中心部の主要な路線であり、必要性・実現性ともに高かったことから、存続としている。今後の整備予定については未定である。

委員 周囲に幹線道路が増えてきているとはいえ、港まで行く最短のルートであり、大型のトラックも通過しているにも関わらず手つかずだが、計画についてはこのまま存続とするということによいか。

幹事 今回は、必要性・実現性ともに高いという評価になったことから、存続としている。

委員 変更とした路線については、現況に合わせて変更を行い、基本的にはほぼ手をつけず、廃止とした路線については、都市計画道路として整備は行わないという理解によいか。

幹事 その通りである。

委員 廃止候補路線については、整備の必要性や幹線道路としての必要性が低い場合、計画を廃止すると思うが、そのような中でも、現道にある程度の交通量があり、また狭い箇所やカーブの見通しが悪い箇所があると思う。そのような問題については、廃止とした後、どのような対応をしていくのか。

幹事 今回、廃止になる路線については、都市計画道路としてフルスペックの整備を行わないことになる。廃止とした路線の現道に問題がある場合の対応としては、道路改良事業の実施や、市民からの土地の提供による秋田市道としての整備等の手法により、課題の解決を図っていくことになる。

会 長	廃止理由で、都市計画道路ネットワークの形成に影響がないということについては、将来交通量推計による交通需要や代替路線の有無等を勘案したうえでの説明でよいか。
幹 事	その通りである。
委 員	廃止候補となった二ツ屋山崎線の南側の区間について、「地区内の交通を担う路線である」との説明があったが、ここで言う地区というのは、小学校区ということか。
幹 事	小学校区よりも狭く、都市計画道路沿線を対象としている。
委 員	二ツ屋山崎線のこの区間については、山王方面から中央道路を抜けて右折し、横森方面へ向かうような地区以外の交通が多いように感じるため、若干違和感がある。
会 長	ほかに質問、意見はないか。 ないようなので、これより議決に移る。 案に対する特段の意見がないので、議案第2号については、異議なしとしてよろしいか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、議案第2号については、案に対して異議がない旨を答申する。

これは、令和5年3月27日に開催された第54回秋田市都市計画審議会の議事要旨である。